

2020.12

消費生活センター

電話勧誘を断るときは「はっきり」とした言葉で

今回は、年末によくある電話勧誘の事例です。あいまいな言葉は使わず、はっきり断るようにしましょう。

【事例】

産地直送業者から電話があり、力ニや数の子を勧められた。その時は断ったと思っていたが、後日商品が届いた。

【アドバイス】

年末にかけて、事例のような海産物の電話勧誘によるトラブルが例年発生しています。断るときは、「いいです」「結構です」というあいまいな言葉を避け、「いません」「必要ありません」「お断りします」などはっきりと断るようにしましょう。

断ったにもかかわらず商品が届いたときは、宅配業

者に事情を話し、受け取りを拒否してください。また、伝票に記載された送り主の名前と連絡先をメモして、消費生活センターに相談してください。

断りきれずに契約してしまっても、事例のような電話勧誘販売の場合、契約書面を受け取って8日以内であればクーリング・オフできます。

【問】柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎ 76・1004）



消費者庁イラスト集より

柳川・みやま
消費生活センター
0944-76-1004
(柳川市役所 大和庁舎1階)

消費者ホットライン
(全国統一電話番号)
188 (いやや!)

柳川市マスコットキャラクター
ごっちゃん

みやま市マスコットキャラクター
くすっぴー

これで防ごう!
悪質商法

- 玄関に誰かごしに対応を!
- いらないときははっきりいりません
- ニセ電話もしつこい電話も留守番電話
- 契約内容や条件をしっかり確認
- うまい話にのらない

大丈夫かな? しまった! そんな時は…
一人で悩まず相談を!

柳川・みやま
消費生活センター 0944-76-1004